

特別養護老人ホーム さわやかなの郷 利用料金表(一割負担)

要介護度	介護保険サービス費 (一日あたり)	自己負担額(1日あたり)				自己負担額合計 (1日あたり)	一ヶ月あたり自己負担額 (日額×30)	介護報酬1単位あたりの単価 名古屋市の特別養護老人ホーム 地域区分 3級地 上乗せ割合 15% 人件費割合 45%で 10.68円
		介護保険一割負担額	利用者負担段階	食費	居住費			
要介護1	652単位×10.68円 6,963円 (内、公費負担6,266円)	697円	第1段階	300円	820円	1,817円	54,510円	
			第2段階	390円	820円	1,907円	57,210円	
			第3段階①	650円	1,310円	2,657円	79,710円	
			第3段階②	1,360円	1,310円	3,367円	101,010円	
			第4段階	1,445円	2,600円	4,742円	142,260円	
要介護2	720単位×10.68円 7,689円 (内、公費負担6,920円)	769円	第1段階	300円	820円	1,889円	56,670円	
			第2段階	390円	820円	1,979円	59,370円	
			第3段階①	650円	1,310円	2,729円	81,870円	
			第3段階②	1,360円	1,310円	3,439円	103,170円	
			第4段階	1,445円	2,600円	4,814円	144,420円	
要介護3	793単位×10.68円 8,469円 (内、公費負担7,622円)	847円	第1段階	300円	820円	1,967円	59,010円	
			第2段階	390円	820円	2,057円	61,710円	
			第3段階①	650円	1,310円	2,807円	84,210円	
			第3段階②	1,360円	1,310円	3,517円	105,510円	
			第4段階	1,445円	2,600円	4,892円	146,760円	
要介護4	862単位×10.68円 9,206円 (内、公費負担8,285円)	921円	第1段階	300円	820円	2,041円	61,230円	
			第2段階	390円	820円	2,131円	63,930円	
			第3段階①	650円	1,310円	2,881円	86,430円	
			第3段階②	1,360円	1,310円	3,591円	107,730円	
			第4段階	1,445円	2,600円	4,966円	148,980円	
要介護5	929単位×10.68円 9,921円 (内、公費負担8,928円)	993円	第1段階	300円	820円	2,113円	63,390円	
			第2段階	390円	820円	2,203円	66,090円	
			第3段階①	650円	1,310円	2,953円	88,590円	
			第3段階②	1,360円	1,310円	3,663円	109,890円	
			第4段階	1,445円	2,600円	5,038円	151,140円	

- 利用料金表は概算であり、おおよその目安になります。
- 一ヶ月あたりの自己負担額は月の日数によって異なります。
- 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担を除く全額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)
- 以上の表に著わす料金の他、実費負担していただくサービスがあります。特別な食事・理髪、美容・複写物の交付・クラブ活動費・教養娯楽費・居室のコンセント費・居住費以外の日常生活上の諸費用など

料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月15日までに請求書を発行いたします。請求書受領～26日までに以下のいずれかの方法でのお支払いをお願いします。なお、引き落としは毎月26日となります。(料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- 口座からの自動引き落とし  
(銀行・郵便局)
- 銀行振り込み  
手数料はご負担していただきますよう宜しくお願いいたします。

**振り込み先**  
 三菱UFJ銀行(0005)  
 名古屋営業部(150)  
 普通預金(1342669)  
 社会福祉法人福寿  
 理事長 菅木 寿一

利用者負担	対象となる方
第一段階	市町村民税非課税世帯で高齢福祉年金を受給されている方 生活保護を受給されている方
第二段階	市町村民税非課税世帯の方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方
第三段階①	市県民税非課税世帯の方で本人の公的年金等収入額とその他合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下で預貯金等の合計額が基準額以下の方
第三段階②	市県民税非課税世帯の方で本人の公的年金等収入額とその他合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超で預貯金等の合計額が基準額以下の方
第四段階	上記以外の方

その他の加算(1日分の自己負担額)

加算区分	利用者負担	対象となる方の要件	安全対策体制加算	22円/月	外部の研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。
初期加算	32円	入所日から30日以内の期間について自己負担額に32円が加算されます。また、31日以上入院後の帰所についても同様。	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	43円/月	入所者ごとの心身の状況等に係る基本的情報を厚生労働省に提出していること。
入院・外泊時加算	263円	入院・外泊時加算は1月に6日以内に限定されます。ただし、7日目以降の自己負担はありません。	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	54円/月	(Ⅰ)に加え疾病の状況等の情報も厚生労働省に提出していること。
			排泄支援加算(Ⅰ)	11円/月	排泄に介護を要する入所者を評価しそれに基づいた支援計画を策定する。
退所前訪問相談援助加算	492円	入所期間一ヶ月以上の入所者の退所前の退所についての相談援助。	排泄支援加算(Ⅱ)	16円/月	(Ⅰ)に加え、排泄の状況が改善または悪化が無いまたはおむつ使用をありからなしにしている。
			排泄支援加算(Ⅲ)	22円/月	(Ⅰ)に加え、排泄の状況が改善または悪化が無いかつおむつ使用をありからなしにしている。
退所時相談援助加算	428円	一ヶ月以上の入所者の退所についての情報提供。	ADL維持加算(Ⅰ)	32円/月	6月目の月に測定した調整済ADL利得の平均値が1以上であること。
退所前連携加算	534円	居宅支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合。	ADL維持加算(Ⅱ)	64円/月	6月目の月に測定した調整済ADL利得の平均値が2以上であること。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	4円/月	褥瘡発生予防のため、定期的に評価・管理を行う場合。	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	4円	認知症介護に係る専門的な研修修了者が定数以上配置し、チームケア及び会議を定期的に開催している場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	14円/月	(Ⅰ)の要件に加え褥瘡リスクがある入所者について褥瘡発生が無い場合。	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	5円	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者が1名以上配置し認知症指導、研修計画書を作成し、実施又は予定をしている場合。
看護体制加算(Ⅰ)	5円	入所定員が30人又は51人以上で常勤の看護師を1名以上配置していること。	日常生活継続支援加算	50円	1. 入所者の総数のうち要介護状態区分4若しくは5の方が占める割合が百分の七十以上 2. 日常生活自立支援度Ⅲ以上の方が入所者の占める割合が百分の六十五以上 3. 痰吸引、胃ろうなど介護福祉士法施行規則第一条各号に掲げる行為を必要とする方の占める割合が入所者の百分の十五以上 1・2・3のいずれかを満たし、介護福祉士の数が常勤換算方法で、入居者の数が6又はその端数増すごとに1以上であること。
看護体制加算(Ⅱ)	9円	看護体制加算(Ⅰ)に該当し、看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が25又はその端数増すごとに1以上であり、かつ基準法に定める看護職員の置くべき数に1を加えた数以上の場合。	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数に83/1000を乗じた単位数で算定
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	20円	定員30人又は51人以上のユニット型で夜勤職員が最低基準を1以上上回っている場合。	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数に60/1000を乗じた単位数で算定
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	23円	夜間職員配置加算の要件を満たし、看護職員や喀痰吸引等が実施できる介護職員を配置している場合。	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数に33/1000を乗じた単位数で算定
個別機能訓練加算(Ⅰ)	13円	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等が他職種と作成する個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行い効果、実施方法等について評価等を行った場合。	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数に27/1000を乗じた単位数で算定
個別機能訓練加算(Ⅱ)	22円	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等が他職種と作成する個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行い効果、実施方法等について評価等を行った場合。	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数に23/1000を乗じた単位数で算定
若年性認知症入所者受入加算	129円	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数に16/1000を乗じた単位数で算定
精神科医師療養指導加算	6円	認知症である入所者が全入所者の3分の1以上を占め精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行われている場合。	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	107円/月	外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合に算定。
栄養マネジメント強化加算	12円	常勤の管理栄養士を2名以上配置し、入居者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	214円/月	外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合に算定。
再入所栄養連携加算	214円/月	入所者が入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要になった場合について、管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携し調整を行った場合。	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	24円	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。
経口移行加算	30円	経管摂取から経口摂取へ進めるための栄養管理を行った場合、180日に限る。	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	20円	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。
経口維持加算(Ⅰ)	428円/月	著しい誤嚥が認められる者を対象に算定。	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7円	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。
経口維持加算(Ⅱ)	107円/月	軽度の誤嚥が認められる者を対象に算定。	自立支援促進加算	321円/月	医師が自立支援に必要な医学的評価を行い、自立支援に係る支援計画を策定する。
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	97円/月	歯科医師等が入所者に対し口腔ケアを月2回以上行った場合。	在宅サービスを利用した時の費用	598円	入所者に対して居室における外泊を認め、入所者が施設職員より提供される在宅サービスを利用した場合に算定。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	118円/月	(Ⅰ)の要件に加え口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理に有効な実施のための情報を活用していること。			1月に6日を限度とする。
療養食加算	7円/回	医師の食事せんに基づき栄養士が管理している療養食を提供した場合。			
看取り介護加算(Ⅰ)	77円～ 1,367円	医師が回復の見込みがないと診断し看取り介護を行った場合で死亡日45日前より。			
看取り介護加算(Ⅱ)	77円～ 1,688円	看取り介護加算の算定に当たって、医療提供体制を整備した場合。			
配置医師緊急時対応加算	早期・夜間:695円 深夜:1389円	配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し診療を行った場合に算定。			
障害者生活支援体制加算(Ⅰ)	28円	障害者生活支援員を常勤で1名配置し、対象者が15人以上いる場合。			
障害者生活支援体制加算(Ⅱ)	44円	障害者生活支援員を常勤で2名以上配置している場合。			
在宅復帰支援機能加算	11円	退所し在宅へ戻る際に復帰支援を行った場合。			
在宅・入所相互利用加算	43円	入所期間を定めて計画的に利用する場合。			